

# 京都府公報

号 外 第 32 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

| 規 則                                             | ページ |
|-------------------------------------------------|-----|
| ○生活保護法施行細則及び京都府会計規則<br>の一部を改正する規則 (会計課、地域福祉推進課) | 1   |

## 規 則

生活保護法施行細則及び京都府会計規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第35号

#### 生活保護法施行細則及び京都府会計規則の一部を 改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第 1 条 生活保護法施行細則(昭和41年京都府規則第18  
号)の一部を次のように改正する。

別記第22号様式の表中「新規 継続(単・併)」を「1

新規 2 継続(単・併)」に、

|                                                  |   |                                                  |
|--------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------|
| 「<br>局京<br>へ都<br>の府<br>連広<br>絡域<br>事振<br>項興<br>」 | を | 「<br>連京<br>都都<br>府府<br>事事<br>へへ<br>項項<br>のの<br>」 |
|--------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------|

に改め、同様式の裏の注中「(新規)」を「(1 新規)」  
に、「(継続)」を「(2 継続)」に、「支払基金あて」を  
「支払機構宛て」に、「返して」を「返還して」に改め、  
同様式の裏の(記入要領)の1中「受けようとする」  
を「支給する」に、「受けている」を「支給している」に、  
「又は廃止を行う場合」を「若しくは廃止を行うとき」  
に改め、同様式の裏の(記入要領)の1ただし書中「別  
に定める様式により記入して」を「、別に定める様式  
により作成して」に改め、同様式の裏の(記入要領)  
の2中「には」を「には」、「」に、「欄には」を「欄  
に」に改め、同様式の裏の(記入要領)の4中「には」  
を「欄には」に、「ものについて、」を「患者について」

に、「継続で⑤の場合は」を「(2 継続)で⑤の場合に  
は」に改め、同様式の裏の(記入要領)の5中「提出  
した」を「提示した」に改め、同様式の裏の(記入要領)  
の5の(1)中「次に」を「右に」に改め、同様式の裏の  
(記入要領)の5の(2)中「場合は」を「場合には」に、  
「」に」を「」欄に」に改め、同様式の裏の(記入要  
領)の5の(3)中「には」を「欄には」に改める。

(京都府会計規則の一部改正)

第 2 条 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第 6 号)  
の一部を次のように改正する。

第72条第 4 号及び第73条第 3 号中「社会保険診療報  
酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機  
構」に改める。

### 附 則

- この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正前の生活保護法施行細則別  
記第22号様式による用紙は、当分の間、同条の規定に  
よる改正後の生活保護法施行細則別記第22号様式に  
よる用紙とみなし、所要の調整をして使用することがで  
きる。